



石川県公安委員会告示第 104 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第20条第4項の規定に基づく検定の結果、次の遊技機の型式が技術上の規格に適合
すると認める。

令和7年8月27日

石川県公安委員会



・申請者の氏名又は名称 ・住所 ・代表者の氏名	・遊技機の種類 ・製造業者 ・型式名 ・検定番号 ・有効期間
・株式会社ビスティ ・東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 ・東郷 裕二	・ぱちんこ遊技機 ・株式会社ビスティ ・e 新世紀エヴァンゲリオン17 はじまりの記憶R ・5P0685 ・令和7年8月27日から3年間
・タイヨーエレック株式会社 ・東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー ・田中 宏孝	・ぱちんこ遊技機 ・タイヨーエレック株式会社 ・e 盾の勇者の成り上がりEREF ・5P0814 ・令和7年8月27日から3年間
・株式会社藤商事 ・大阪府大阪府中央区内本町一丁目1番4号 ・今山 武成	・ぱちんこ遊技機 ・株式会社藤商事 ・P防振り 極振り129verFVZ ・510561 ・令和7年8月27日から3年間